

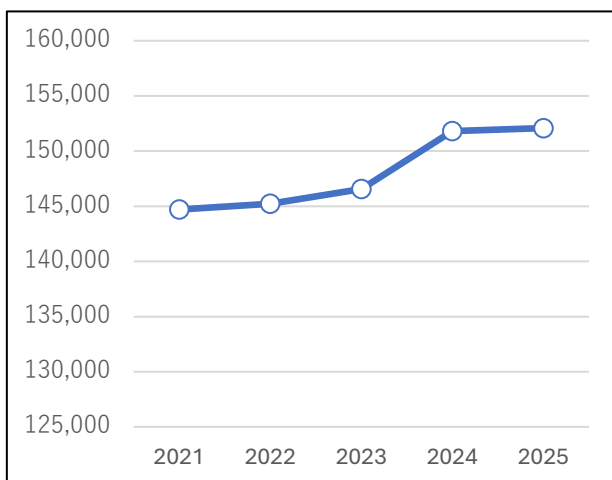
資料 5 報酬基準・利用者負担の在り方に関する参考資料

- 1 報酬基準に関する財政的影響等 ————— 1
- 2 利用者負担に関する仕組み、財政的影響等 ————— 3

1 報酬基準に関する財政的影響等

■ 民事法律扶助（代理援助）における1件当たり平均立替金額の推移

年度	1件当たり平均立替金額 （※1）
2021	144,703円
2022	145,233円
2023	146,553円
2024	151,806円
2025	152,083円



※1 各年度の立替金総額を援助開始決定件数で除して算出。その年度の事件別内訳等の影響による変動する指標であって、報酬額それ自体を示すものではなく（実際の報酬額は事件類型によって異なる。）、事業規模やおおむねの報酬水準を把握するための参考指標となるもの。

※2 受任者は、法テラスからの立替金のほか、利用者から成功報酬金を受け取る場合がある。

■ 報酬を増額した場合の財政的影響試算（令和7年度実績を基礎として）

◎ 令和7年度代理援助実績

援助開始決定件数 11万821件

うち「離婚等事件」 1万7845件（16.1%）

うち「その他の家事事件」 1万497件（9.5%）

立替金総額 168億5402万5899円

(1) 事件類型を限定せずに増額する場合

○着し金を仮に2万円増額した場合

2万円×11万821件＝**22億1642万円** の立替金増額

○着し金を仮に5万円増額した場合

5万円×11万821件＝**55億4105万円** の立替金増額

(2) 「離婚等事件」及び「その他の家事事件」に絞って増額する場合

○着し金を仮に2万円増額した場合

2万円×2万8342件＝**5億6684万円** の立替金増額

○着し金を仮に5万円増額した場合

5万円×2万8342件＝**14億1710万円** の立替金増額

(3) 「離婚等事件」に絞って増額する場合

○着し金を仮に2万円増額した場合

2万円×1万7845件＝**3億5690万円** の立替金増額

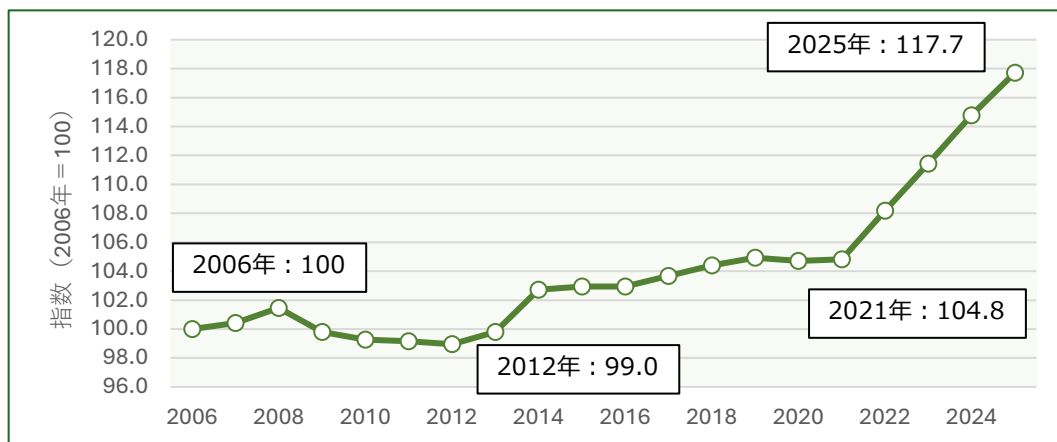
○着し金を仮に5万円増額した場合

5万円×1万7845件＝**8億9225万円** の立替金増額

※ 上記の増額幅は、財政的影響の規模を試算するために仮に設定したものであり、今後の具体的な改定額の案を示すものではない。

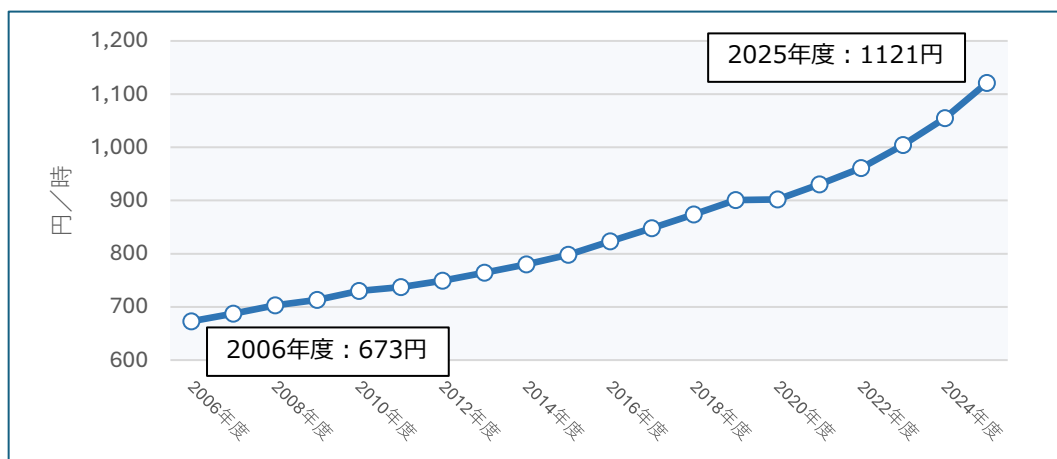
1 報酬基準に関する財政的影響等

(参考①) 消費者物価指数の推移 (2006年 = 100として、2006年～2025年)



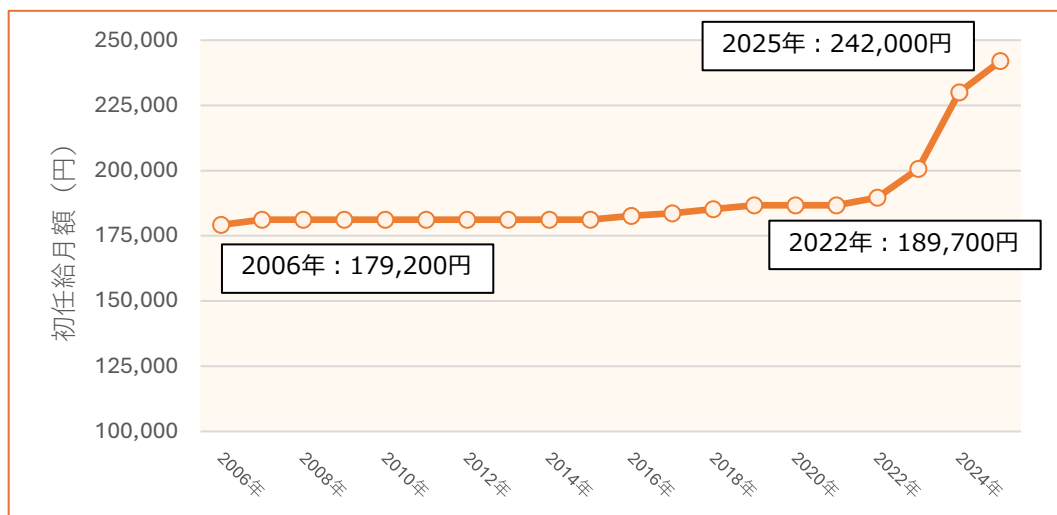
(総務省統計局「消費者物価指数 (CPI)」の統計データを基に、2006年の指数を100として算定)

(参考②) 最低賃金 (時給・全国加重平均) の推移 (2006年度～2025年度)



(厚生労働省「最低賃金 (全国加重平均) の引上げ額と引上げ率の推移」のデータを基に作成)

(参考③) 国家公務員の給与 (総合職大卒初任給相当) の推移 (2006年～2025年)



(人事院「国家公務員の初任給の変遷 (行政職俸給表 (一))」のデータを基に作成)

※ なお、2012年 (平成24年) 4月1日から2014年 (平成26年) 3月31日までの2年間、国家公務員給与は、給与改定・臨時特例法により、4.77%減額して支給された。

2 利用者負担に関する仕組み、財政的影響等

■ 利用者負担の生じ得る仕組み

(1) **給付制**：扶助利用に係る弁護士等報酬を、原則として、国（法テラス）が負担

①**全部給付**：扶助利用要件を満たせば、資力にかかわらず一律に国が負担

②**応能負担**：扶助利用要件を満たした場合も、資力に応じて一部を利用者が負担

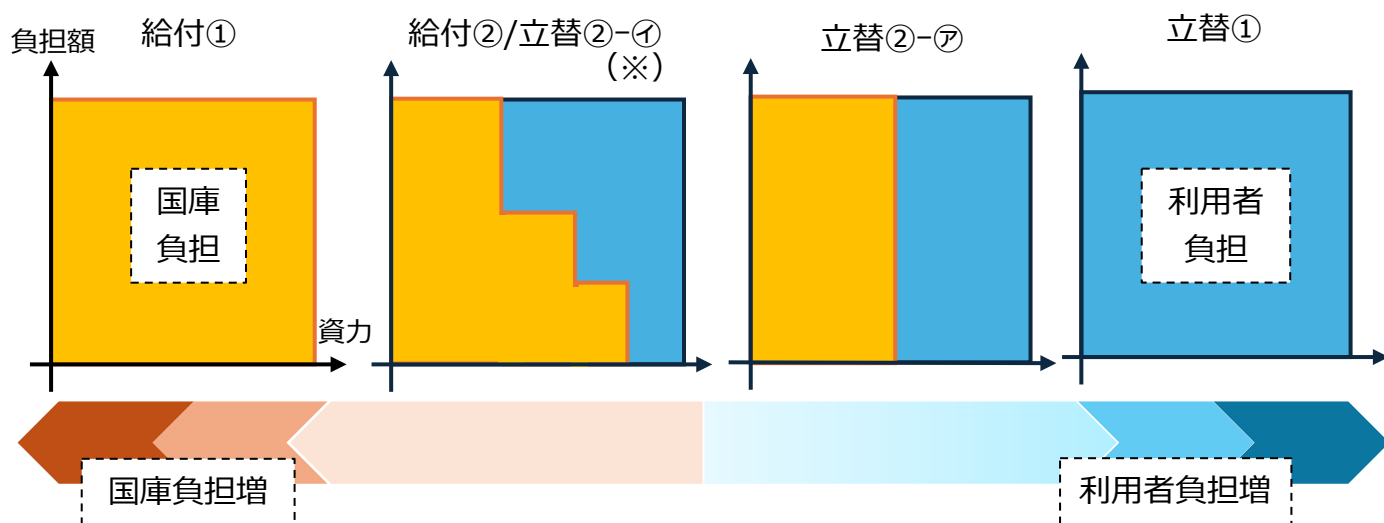
(2) **立替償還制**：扶助利用に係る弁護士等報酬は、原則として、国（法テラス）が一旦立て替え、利用者は償還義務を負う

①**免除なし**：立替金について、資力にかかわらず全額の償還義務を負う

②**免除あり**：立替金について、資力に応じて、償還義務が免除される場合がある

㊦**全額免除／全額償還**：現行の法テラスの仕組み

①**全額免除／一部免除／全額償還**：資力に応じて段階的に免除される仕組み



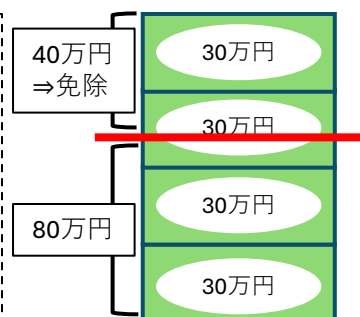
※【給付制・②応能負担】と【立替償還制・②-①資力に応じた免除額設定】の仕組みにおいては、国庫負担と利用者負担の関係は変わらず、どちらが原則でどちらが例外かという点が異なるものと整理できる

(3) キャップ制

：代理援助を複数件利用されている方について、償還金債務の上限額を設定し、それ以上は償還義務を免除する仕組み

例) 代理援助を4件利用した場合、1件当たり30万円の償還金債務を負うとすると、4件合計で120万円の償還金債務を負うことになる

⇒例えば「償還金債務の上限を80万円とするキャップ制」を導入した場合、80万円を超える部分(40万円)は免除となる仕組み



2 利用者負担に関する仕組み、財政的影響等

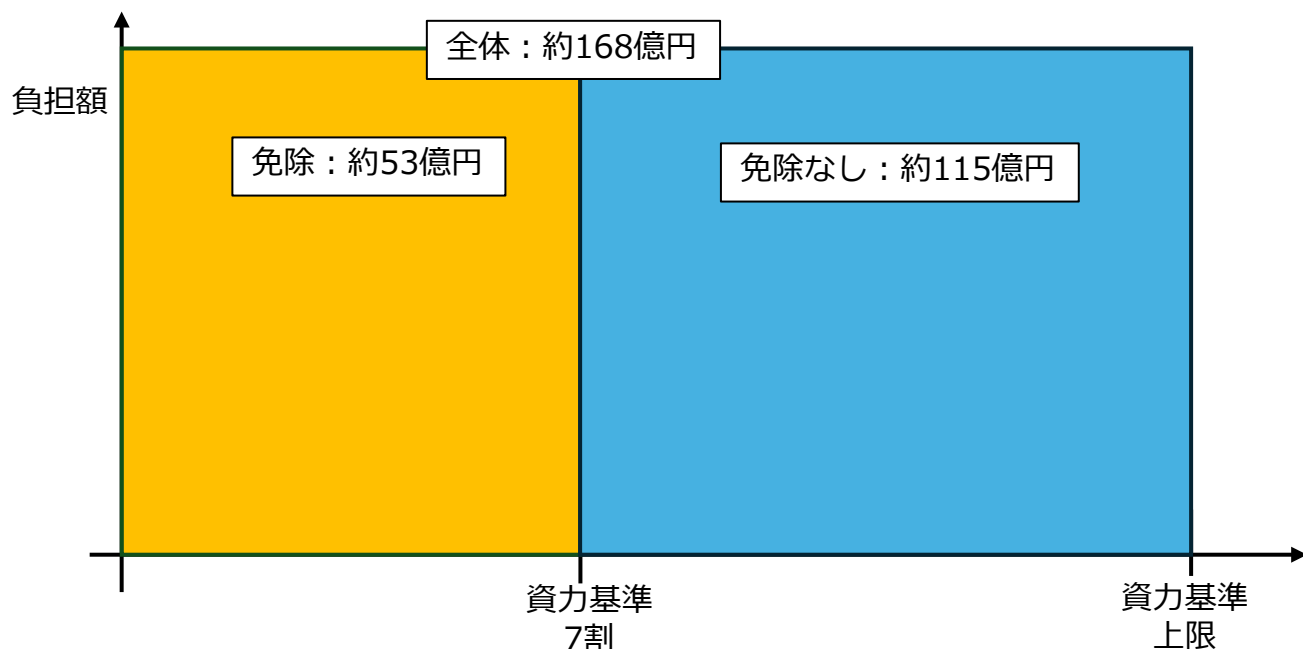
■ 利用者負担の仕組みごとの財政的影響として考えられる視点等

※ 表のうち「○」は積極的影響、「▲」は消極的影響を示す。

利用者負担の仕組み	財政的影響	その他の事情
給付制① : 全部給付	○立替金債権の管理・回収コスト減 ⇒事務経費は約2億円を計上 債権管理・回収事務に相当する人件費も数億円に満たない ▲償還金収入がなくなる ⇒償還金収入相当額である、 毎年約100億円の予算増 が必要 ▲利用件数が大幅増加の可能性 ⇒事業費自体の更なる増加	○総合法律支援の理念により整合的な仕組み ○立替金債権の回収に当たる職員の、事務負担・精神的負担が小さくなる ▲利用者負担がなくなるので、濫訴のおそれや、経済合理性（費用対効果）に乏しい事件等の援助申込みが増えるおそれが大きくなる
給付制② : 応能負担 立替償還制②-① : 資力に応じた免除	▲償還金収入が減少 ⇒例えば次頁の仕組みで負担額を設定した場合、 約30億円程度の償還金収入が減少し、同額程度の予算増 が必要（R7実績を基にした試算） ▲利用件数が増える可能性 ⇒事業費自体の更なる増加	▲利用者にとって、自分がどれくらいの負担額になるのか分かりにくくなるおそれ ▲資力の基準点が増える ⇒利用者の資力確認、償還額又は利用者負担額の決定等の事務について、現在よりも細かく行う必要があり、 事務負担が大きくなる
立替償還制②-② : 全額免除/償還	（現行制度と同じ）	（現行制度と同じ）
立替償還制① : 免除なし	○毎年の免除額約50億円が償還義務の対象となるため、（回収できれば）その分償還金収入が増加する	▲生活保護受給者及び準生活保護受給者に償還義務を課して回収することは、現実的に困難
キャップ制	▲償還金収入が減少 ⇒例えば80万円を立替金債務の上限値に設定し、それ以上の分を免除する運用とした場合、 免除額は約29億円増加 （R7実績を基にした試算）	▲キャップを超えた部分は実質給付制となるため、濫訴のおそれや、経済合理性（費用対効果）に乏しい事件等の援助申込みが増えるおそれが大きくなる ▲複数件にまたがった債権管理が必要であり、資力に基づく免除の基準とは別の基準を設けて判断することも求められるため、 事務負担が大きくなるおそれ

2 利用者負担に関する仕組み、財政的影響等

(参考①) R7年度の代理援助実績



(参考②) 資力に応じた免除（又は応能負担）を導入した場合の財政的影響の試算（R7実績から試算）

- ※ 給付（又は免除）と利用者負担の割合を、次のとおり設定
 - 利用要件に係る資力基準の7割以下の資力の場合、100%免除（又は給付）
 - 7割～8割の資力の場合、50%免除（又は給付）／50%利用者負担
 - 8割～9割の資力の場合、30%免除（又は給付）／70%利用者負担
- ※ 「利用要件としての資力基準の8割以下又は9割以下の資力の利用者」については、それぞれ、免除対象でない額の3分の1が該当するものと仮定

